

# オガサワラオオコウモリの国内希少 野生動植物種の追加について

平成21年10月6日

中央環境審議会野生生物部会

於：環境省第一会議室

# 種の保存法に基づく 国内希少野生動植物種とは

## 国内希少野生動植物種（法第4条第3項）

その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。

→現在81種の動植物が政令で定められている  
EX. トキ, ヤンバルクイナ, レブンアツモリソウ

政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。（法第4条6項）

# 政令で定めることによる効果

## ① 個体等の取扱の規制

捕獲等の禁止、譲渡し等の禁止、輸出入の禁止

## ② 生息地等保護区の指定による生息地等の保護

工作物の設置等の行為に許可又は届出が必要  
立入制限地区の指定も可能

## ③ 保護増殖事業による保全

保護増殖計画（環境省その他の省庁が作成）



保護増殖事業の実施  
（国、地方公共団体、民間等により推進）

# 国内希少野生動植物種の選定要件

## ■ 希少野生動植物種保存基本方針(抄)

その本邦における生息・生育状況が人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種で、以下のいずれかに該当するものを選定する。

- ア. その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- イ. 全国の分布域の相当部分で生息地又は生育地(以下「生息地等」という。)が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- ウ. 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種
- エ. 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種



# 国内希少野生動植物種に追加する オガサワラオオコウモリの概要

## ■学名

プテロプス・プセラフォン

## ■RLのランク

絶滅危惧IA類(CR)



## ■分布状況

小笠原諸島の父島、母島、北硫黄島、硫黄島、南硫黄島に生息。小笠原諸島固有種。

## ■生態等

樹林地に生息し、主に植物の果実や花密、葉を採食  
特に冬期は集団でねぐらをとる傾向がある

## ■現在の生息個体数

父島:100～160個体、母島:数個体、北硫黄島:数十個体、  
硫黄島:数個体、南硫黄島:約100個体

# 国内希少野生動植物種に追加する オガサワラオオコウモリの概要

## ■ 生息を脅かす要因

ねぐら形成周辺域の開発、観光客等のねぐら林への接近  
農家・家庭菜園の防鳥ネットへの絡まり事故

## ■ 国内希少野生動植物種の選定要件の該当項目

- ア. その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- ウ. 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種